

別表

実施機関	実施区域	サービス事業
総合振興局（振興局） 保健環境部保健行政室、 地域保健室	各総合振興局(振興局)保健 環境部保健行政室、地域保 健室管内  ※ただし、札幌市、函館市、 旭川市を除く。	指定訪問看護 指定訪問リハビリテーション 指定居宅療養管理指導 指定通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定介護予防訪問看護 指定介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防短期入所療養介護
総合振興局（振興局） 保健環境部社会福祉課	各総合振興局(振興局)管内  ※ただし、札幌市、函館市、 旭川市を除く。	指定訪問介護 指定訪問入浴介護 指定通所介護 指定短期入所生活介護 指定特定施設入居者生活介護 指定福祉用具貸与 指定特定福祉用具販売 指定介護老人福祉施設 指定介護予防訪問入浴介護 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防福祉用具貸与 指定特定介護予防福祉用具販売